
令和元年 第5回(定例)南部町議会会議録(第4日)

令和元年12月18日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和元年12月18日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第70号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第71号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第72号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第74号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第75号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第76号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について(レストハウス・バーベキューハウス)
- 日程第11 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町森林総合利用促進施設)
- 日程第12 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について(両長田ふれあい会館)
- 日程第13 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立東西町コミュニティセンター)
- 日程第14 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民体育館)
- 日程第15 議案第82号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第16 議案第83号 令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第84号 令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第85号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について

（追加議案）

- 日程第19 発議案第15号 公立・公的病院名の公表の撤回と地域医療の堅持を求める意見書
- 日程第20 発議案第16号 国民年金制度の抜本的改善を求める意見書
- 日程第21 発議案第17号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書
- 日程第22 発議案第18号 日米貿易協定（FTA）の撤回を求める意見書
- 日程第23 発議案第19号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第24 議員派遣
- 日程第25 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第70号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第71号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第72号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第74号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第75号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第76号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第10 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）
- 日程第11 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設）
- 日程第12 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（両長田ふれあい会館）
- 日程第13 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）
- 日程第14 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）
- 日程第15 議案第82号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第83号 令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第84号 令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第85号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について

（追加議案）

- 日程第19 発議案第15号 公立・公的病院名の公表の撤回と地域医療の堅持を求める意見書
- 日程第20 発議案第16号 国民年金制度の抜本的改善を求める意見書
- 日程第21 発議案第17号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書
- 日程第22 発議案第18号 日米貿易協定（FTA）の撤回を求める意見書
- 日程第23 発議案第19号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第24 議員派遣
- 日程第25 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤 原 宰君 書記 石 賀 俊 彰君
書記 船 原 美 香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶 山 清 孝君 副町長 松 田 繁君
教育長 福 田 範 史君 病院事業管理者 林 原 敏 夫君
総務課長 大 塚 壮君 総務課課長補佐 加 納 諭 史君
企画政策課長 田 村 誠君 企画監 本 池 彰君
防災監 田 中 光 弘君 税務課長 伊 藤 真君
町民生活課長 岩 田 典 弘君 子育て支援課長 吾 郷 あきこ君
教育次長 安 達 嘉 也君 人権・社会教育課長 角 田 有希子君
病院事務部長 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 糸 田 由 起君
福祉事務所長 岡 田 光 政君 建設課長 田 子 勝 利君
産業課長 芝 田 卓 巳君 監査委員 仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

4 番、長束博信君、5 番、白川立真君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 7 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3、議案第 7 0 号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 7 0 号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の御意見ありましたので、報告します。まず、反対の方ですけれども、非常勤の方が会計年度任用職員になって一定の改善があったことは認めるとしながらも、地方公務員制度の中に会計年度任用職員制度をつくって、2つの違う制度による公務員をつくるというのはおかしい。同じような時間、同じ職場で働きながら、違う制度を持ってきて給与に差をつけるというやり方は、私たちが求める働き方改革の内容ではないというのが反対の理由です。

一方、賛成の方は、非常勤職員の待遇改善のための改正であり、年収ベースで給与が改善される。この制度によって正規職員をふやしていくという目標に向けた段階的改定と考える。正規職員と会計年度任用職員の賃金体系は、責任の度合いも違い、当然に違ってくるものであるという御意見でした。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤学です。議案第 7 0 号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、反対の立場から述べさせていただきます。

反対の立場、主に 2 点です。1 点は、同一労働同一賃金の実効性の確保ができていないこと。そして、2 点目は、非正規職員の固定化につながり、正規職員化する、これの妨げになるのではないか、この 2 点です。

平成30年の3月議会で、働き方改革一括法案の廃止を求める発議案を、これ行いました。この働き方改革一括法案の中で、これで唯一いいなと言われていたのが同一労働同一賃金の実効性を確保する、このことがうたわれていたことです。

今回、正規職員と今回問題になっている会計年度職員ですけれども、こちらの場合、明らかに同一の仕事をしていても、給与の面で明らかに差が出てくるというふうに考えております。

そして、もう一点、先ほど賛成の討論の中で、明らかに会計年度職員に対してはすることが違うというふうな内容がありましたけれども、実際のところ、会計年度職員は公務員としてしなければならないこと、これを守るという義務が大抵についています。このことから考えた場合、ほとんど仕事内容には、同一である以上、同一賃金にしなければならない、そういうふうに考えます。

また、今回、非正規が固定化するのではないかとこの部分ですけれども、今回1年雇用が原則になってます。幾ら正規化を望んでも、雇用自体がなければ、募集がなければ正規化をすることができません。その点から見ても、この点、最終的には非正規化がそのまま長期化、固定されるのではないかと、そういうふうに考えます。

それと、最終的にもう一点、本来であれば公務員の仕事は正規の職員がやらなければならない、こういうふうなことが前提になってます。ところが、近年、各自治体において非正規の職員の数が余りにもふえている。ところによっては70%を超えるのではないかと、こういった数字が上がっています。現在、これらのこと、本来であれば法律違反でないか、このことを後づけで法律化している。これが今回の会計年度職員の制度である、そういうふうに思います。

以上の点を上げて、今回反対の討論とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第70号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成するものでございます。

南部町の非常勤職員や臨時職員の賃金・労働条件は、現在、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例に基づいて執行されています。令和2年4月1日から新たにこの会計年度任用職員の条例が制定されれば、非常勤職員の賃金・労働条件は大きな処遇改善になります。

何点かよくなる点を上げてみます。まず、期末手当の支給があります。1. 3ヶ月分が6月と12月の2回、年間2. 6ヶ月分が支給となります。現在では付加報酬という名目で支給されて

いますが、1年目の1種の職員の付加報酬額は6万5,000円です。これが条例改正によりフルタイムで24万6,909円、プラス約18万1,000円の増です。週31時間のパートタイム職員は19万7,561円で、プラスが約13万2,000円の増となります。同じように3種でいえば、付加報酬が年間で20万円ですが、条例改正では43万1,340円、約23万1,000円の増となります。このように、一時金、ボーナスの部分で大きなプラス、処遇改善となります。

次に、給与ですが、現在は1種、2種、3種の位置づけで、4年目も5年目も3年目と同額で頭打ちでしたが、条例改正により5段階までの格付となります。使う給料表は、一般職と同じ1等級を使用します。当然、人事院勧告があれば給与は改定が行われます。一般職との条件は同じです。年収は、1種で約12万9,000円の増、3種で約28万1,000円の増となります。会計年度任用職員から一般職になることもあり得ますので、当然に前歴換算は10分の10というようになります。この制度を正規職員の増につなげていかなければならないというふうに考えております。

反対討論の中で、同一賃金同一労働という言葉がありましたが、当然にそれは職員の採用過程というところで、資格試験なり条件、当然、会計年度任用職員の採用という条件の中でそこに応募してこられるわけですので、先ほどの討論の中にあつたことと違う部分もあるのではないかと思います。

さらに、この改正により、今まで通勤手当というものが正規職員には支給されておりましたが、非常勤の職員にありませんでした。これが新たに通勤手当を、費用弁償という形になりますが、一般職と同様のものが支給になります。

以上、特に向上する部分だというふうに考えて申しました。

私は、今議会の一般質問でもこの会計年度任用職員の条例改正について取り上げました。この条例が今回上程になった理由は、どうでしょうか。国の地方自治法、地方公務員法の改正によるもので、社会が求めている変化によるものです。働き方が大きく変わってきています。この機会にぜひ、この条例を準用している地域振興協議会の職員、また、町に関係する職員についても、待遇改善を検討するべきと考えます。以上、賛成討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 南部町に会計年度任用職員制度を導入するという今回の条例改正に反対です。

先ほど反対討論で加藤議員も述べました。荊尾議員が述べられた処遇改善ということについては、私たちはこの点についてだけ問われたら賛成という立場をとるんです。しかし、今回の会計年度任用職員制度の2つの改正ですよ、2年前にされて、来年4月からしなさいよという、一つは、そういうふうに非正規職員の処遇改善あるんですけども、もう一つの大きな柱というのは、今まで法律でできなかった非正規雇用のいわゆる的確化、法的に位置づけるということと、それとそのため会計年度職員制度というのを導入すると、この2つの目的をもって地方自治法と公務員法を改正されたわけですよ。私たちは、処遇改善は当然だと思ってますが、その点だけ問われたら賛成するんです。

きょう反対する大きな意見は、先ほど加藤議員が言ったように、会計年度任用制度をこの公務員の職場に導入してきたということについて反対しています。

加藤議員も述べられたけども、公務員ができた戦後、地方自治法で変わったときには、命や暮らしを守る地方自治体の職員というのは、一般職で専門性もあるから、正規職員を想定してて、非正規で当たるということは想定されてなかったわけですよ。ところが、何十年と来る中で、合併したりとか、地方自治体にお金が来なくなったことから、経費節減で上げられたのが人件費を削減すること。そこで出てきたのが、非正規雇用がたくさん出てきたということですよ。

そういう中で、定めのない中で各自治体ではどんなふうな対応をとるかということが問われて、中でいえば、全国的に見たら、今回の会計年度の任用制度ができて、給与法が適用されることにより下がる非正規職員も出てくるという自治体も出てきてるんですよ。南部町でも1つありますよね、保育士の3種ですよ。ここが給料下がるんですよ。そういうところをやってきたわけですよ。

そしたら、私たちは、議会では何を見んといけんかという、公務現場にこれまで新たに、これまで正規職員、専門性ですよ、専門性で、一般職員として、常勤雇用で正規が適切だということの中に、それは任期の定めのない雇用ですよ。それが公務員制度にあったのが、任期を1年とするものを導入したというのは、これは戦後そういう意味では一番ひどい、私は内容やないかなと思っているんです。それと待遇改善を抱き合わせにしてきた。私、国会の資料見て、すればするほどやり方がひどいやり方やなというふうに思ったわけです。

それで、南部町でいえば、それともう一つ、一つに正規採用がふえるじゃないかって言いましたよね。正規採用ふやさないから、臨時雇用、いわゆる非正規雇用を固定化するんですよ。どこ読んでも、このことを導入することによって正規職員がふえるということはどこにも書いていない。

2つ目、当然、正規と、いわゆる普通、正規職員と会計任用職員では責任の度合いが違う。これも本当だろうかと思って読んだら、やっぱり出てきました。一般職員、一般職、公務員するんですよ。そうですね。もし違いあったら途中で休憩してもらって言うてくれてもいいです。

こう書いてありますよ。会計年度任用職員は、一般職地方公務員。だから、地方公務員法で規定された公務上の義務、規律、人事評価が適用される。上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限などある。フルタイムの会計年度任用職員については、兼業禁止。言うてみたらまさしく一般職員化するんですよ、1年しか任期のない職員を。

それで、ということは、同じようにするけれども、名前は一般では補助事務なんですよ。そして、補助事務ということによって、このやり方が非常に汚いなと思うのが、することによって、会計年度任用職員の上限は、一般職の初任給超えたらいけないって書いてあるんですよ。だから南部町でも、議会でも皆さん、びっくりしましたよね。1号給使って93まで上げるんかと思ったら、一般職は16万5,900円ですか、ここで打ち切りでしたっけ。（「17でしょ」と呼ぶ者あり）17号給で打ち切りですよ。

保育士について言えば、25号給の、幾ら働いても18万2,200円以上上がらないんですよ。この18万2,200円というのは3種よりも低いんですよ。このことが、こういう固定化することが本当に地方自治体にとっていいのかどうかということは議会も考えないといけないのではないかというふうに私は思うわけです。

南部町でいえば、この制度を利用することによって、執行部から示された資料では、フルタイムの会計年度任用職員が46名、パートタイムで31時間以上の方が31名。それで、パートタイム会計年度任用職員が、31時間未満の方が70名、合計147人の方々がこれに移行する。しかし、移行されますけど、この方々が、することによって一般職員化するという保証は何にもないわけですよ。かえて固定化することにより、1年雇用、1年こっきりで、これまではもしかしたら法律違反と言われたかもわからない5年以上の継続勤務についても、公務員についてはこれを適用してるからといって、裁判しても負ける可能性が出てきている。こういう内容じゃないかというふうに私たちは考えています。

そういうことを考えれば、今すべきことは、地方交付税等をふやして、やはり正規の公務員をふやしていくというやり方。これが通る、恐らく賛成多数で委員会通りましたから通るんですけども、町について言えば、このことを固定化するのではなく、町職員の正規職員の、南部町は少ないですからね、それをふやしていくことをまず考えること。

それと、フルタイムの今回会計年度任用職員になったけれども、各町村とあわせて給与等決めたと言いますが、国が決めたとはいえ、町村で給与基準とか決めることができます。少なくとも同一労働同一賃金、働き方改革で前向きにというのがあれば、そこを最大限引き上げることを考えて、頭打ち等についても再検討すること。このことについては国会でも述べています、政府が。給与等については今後検討の余地があると言っています。

最後ですが、荊尾議員が言われた待遇改善の面について言えば、私たちは賛成をしております。当然のことです。そうはいっても大きなこと言いますが、期末手当って言いますが、正規職員には期末手当プラス勤勉手当が出ます。幾ら同一だといっても、ボーナスを考える基準は半分です。そういうことを考えた場合、その改善も求められていくし、おっしゃるように、このことを町が全額出しているような団体ですね、そこへの適用等は、待遇改善はしていくべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ここで反対の討論のまんま閉めるわけにはまいりません。やっぱりきちっと賛成してこれをしたいと思います。

なぜならば、賛成討論できちっと中身、金額等は荊尾議員が言われたとおりでございます。この条例をもし反対するならば、今、真壁議員が言われました、我が町では147名の方が該当するそうです。ということは、今も全然これを、条例をもし否決するならば、今までどおり今のまんまということになっちゃうんですよ。そういうわけにならん。何ぼ反対討論で、処遇改善は賛成しますって言われますけど、そういう条例が上程されてますので。

あとるるは、そういう今回の会計年度職員に関しては、そういういろんな問題点があるというのはよくわかりました。これはまた国にも、また町も少しずつ少しずつ言ったり改善する余地はあろうと思いますが、今この段階ではこの条例を通して、南部町に147名の方が、そういう該当される方を今回の条例でぜひとも救っていただきたい、このように私は思っておりますので、賛成いたします。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第71号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第71号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第71号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第71号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第5 議案第72号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第72号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第72号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定に

ついて審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の方の御意見がありましたので、報告します。まず、反対の方の御意見ですが、消費税増税に反対しているということと、地方自治体は消費税を支払う必要がないので、このような事務手続をとって改正を行う必要はない。公共料金に消費税を転嫁し、利用者側に負担を求めやり方には反対する。

一方、賛成の方の御意見ですが、利用料金の多くが指定管理者の収入となっている状況であり、指定管理者が施設の維持管理のために支払う経費には消費税が含まれている。このため、利用料金にも消費税相当分を転嫁することは必要である。以上、報告します。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。私は、議案第72号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について反対いたします。

先ほど委員長からも報告があったんですけども、委員会の中であったのは、最初3%でスタートしました。それが5%になり、8%になり、そして今回は10%、いよいよ2桁になりましたね。その都度私どもは反対いたしました。なぜかといいますと、利用料、あるいは日々の買い物について、これについて負担を課すことは、庶民にとっては大変な負担になることから反対をしたわけでありまして。

今回の8%から10%にしたの、非常に複雑です。税を8%に据え置く、あるいは10%に掛ける。極端なことを言いますと、一つ、食べ物屋へ入ってそこで食べたなら10%、あるいはそこでもらったものを器か何かに入れる、あるいは持ってきたもんに入れて外に出て、家に帰っては当然ですが、外に出てベンチで食べればそれは8%で済む。まさに、こういういいかげんな税制はありませんよ。外国でもそんなはありません。まさに、このような不合理なことをやるような税率改正は真っ向から反対すべきだと思います。

そして、一つは、町の施設ですね、公共施設、これについて行政のほうから出していただいた資料を見ますと、33の公共施設ですね。これを利用することについては、それだけ負担がふえるわけなんです。そういうことで、それを考えますと、利用料が果たして現状が維持できるのか。

現状維持をする可能性も多いと思うんですが、しかし、若干利用者も少なくなると思うんです。利用者が少なくなるとことは庶民にとって、町民にとっても非常に不合理なことだと思います。私は、これは転嫁することなくやるべきだと思います。

さらに、委員長の報告であったんですけども、指定管理を受けてるところ、それが購入したものの、利用の維持のために利用したものについては、2割の負担なんだから当然だということなんですけども、しかし、それは当然、指定管理やっている方は、当然それは負うべきだと思います。もしそれを改善するのであれば、指定管理料をふやすとかそういうことをすればいいんであって、あくまでもこの転嫁することなく、それについては利用をしやすくして、今までどおり利用を確保していくということを求めて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案第72号については、賛成の立場から討論させていただきます。

今、亀尾議員が言われましたように、本来ならば、町民が使ういろんなところにはかけてほしくないというのは本音でございまして、みんながそういうことで、また、消費税というの、全体的な消費税のこと言われましたが、それに使われる用途については、弱者のほうに大分いいぐあい、還元できるような制度になっておりますし、今回のことは、特に公共施設ですが、ほとんど指定管理になってるところでございまして、これが一番、なぜこのようになったという大もどが、消費税率改定に伴う国の総務省の通知が来てございまして、平成25年12月4日に総務省自治行政局行政課長通知ということが、消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応についてということが入って、各自治体に来たようです。

その中で、「公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。」、また、次が「公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合には、1と同様に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。」というような通知が平成25年に来たようでして、今まで取ってなかったところもあったみたいですけど、そういうことでして、確かに今回、ほとんどが今回の指定管理にしている施設でございまして、一番肝心の2%上がるんですけども、上げたくないですけども、そこにかかる経費、一番特に該当するのが電気代とか物品等、もし買った場合、また、指定管理者が、そういう施設を5万円以内ならその指定管理料の中で、いろんな直

したり修理せないけんのがあります。それにも消費税がかかるんです。電気代にも、私もきのう、我が家帰って実際どうなったかを見て、電気代の利用料金見ました。内税になってたんです。ということは、もう関係なし払わないけんやになってます。そういうことですので、本当に使われている町民の方には申しわけないですけども、そういうことでその指定管理者、また、事業所がそのようなこと、一つ一つに消費税を払っておられますので、ここはやっぱりその分だけ払っていただきたいという、こういう内容でございます。

心苦しいですけども、国の通達、そういうことがありまして、今回この件についてはそういうことがありますので、指定管理者に応分の負担というのはちょっと、わずか2%だかもしれませんが、大変だと思いますので、これについては賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、公共料金等に消費税を上乗せすることに反対をします。

先ほど細田議員が言われたように、きっと賛成なさった皆さんも、上げるより上げないほうがいいし、心苦しいけれども、国が言ってきているから仕方がない、恐らくそうじゃないかと思うんですよ。

今回、そういう意味でいえば、今回の12月議会で私たちが反対するのは、この会計年度任用制度と、この消費税絡みですよ、条例です。まさしく国のやり方によって、地方にこう及んできたことについて国の制度反対することから、皆さんとこういうふうに討論交わしてるというのは本当に何かじくじたる思いがするわけです。こう言ったら皆さん怒るか知りませんが、もし政権がかわって消費税を5%に下げようって出てきたら賛成されますよね。（「当然」と呼ぶ者あり）そうなんですよ。だから、中身ではなくて、国から言ってきているから仕方がないということで賛成なさってるにすぎないのではないかというふうに思っています。そういうところに、後ろから声を張り上げて心苦しいですけども、何で反対するかということですよ。

会計年度任用制度もそうですけども、消費税も国が言ったから、総務省が幾らしなさいと言っても、条例を町が変えなければできないんですよ。ということは、幾ら上から言っても地方自治制度って、国、日本の制度の中で、地方自治の制度というのはそういう意味で憲法と法律にそういうふうに守られているからなんですよ。とすれば、住民から選ばれた地方議会とすれば、たとえ国が言っても、おかしいことはおかしいと言っていく。沖縄の辺野古基地もそうですけどね。私は、基地問題だけではなくて、公務員制度の問題や、消費税の問題もそういうことが地方自治体に問われていることだというふうに思うわけです。

それでも、そしたらどうするんやというときは、皆さんは、町のことはともかく、指定管理をしてるところについては、払ってあげんかったら、その負担させられないのではないかということ委員会でもおっしゃってきたわけですね。

執行部が出してくださった資料の中では、58ある指定管理している施設での利用料金の状況と直営の8施設、これを合わせてどれぐらいの影響が出るかということを試算してくれた資料を出していただきました。そこを見たら、確かに指定管理なさってるところの利用料金、これは緑水園等のサービス料も入っているから若干大きいだろうということも補足で書いてあるんですけども、1億2,500万ぐらいのお金が入ってきてるわけですね。確かにそこに全額負担、消費税上がった分を負担せえというの大変だろうなというふうに思うんですけども、どれぐらいの、今回上がるかというのは、これは直営の8施設を入れた、全部含めた場合での利用料が1億2,838万3,000円少し、この影響額を見たら230万ほどなんですよ、今回上がることによってふえるというのがね。私は、直営はもう消費税、もう手をつけるのやめて、条例。もし、指定管理のするところにするすれば、負担かかるというなら、このお金を指定管理料に上乗せしてあげたらええことちゃうかなと思ってんですよ。

今回、条例では、24の条例を変えてくる条例を出してこられたんで、1つの条例で。そうでしたね。第24条までありますからね。そういう意味でいえば、国が決めたことによって、地方自治体が人を割いてこういうのをつくって一々計算して、全部させる、本当に厄介だし、ひどいあり方だし、230万ぐらいですよ。この分について言えば、町が見るということも私はやっていいと。なぜかという、それぐらい国民の懐や町民の懐が冷えているからです。

一番最近の資料で何かいいのはなかったかなと思ったら、NHKが12月の8日でしたか、10日でしたか言ってますが、景気動向は、この間の消費税増税したときよりも一段と悪くなっているということでしたよね。東日本大震災以来の落ち込みだと。これはまさしくあのNHKですら、消費税の10%となったことが原因だと言ってるんですよ。若干の台風とかの被害はありますけれどもね。

そういうことでいえば、今後、オリンピックが済んだこと考えたら、どなたもラジオ、テレビで言っているのが、景気は冷え込むだろうと。こういうときにやっぱり住民の暮らしを守るという立場に立つ自治体の姿勢が私は問われていると思うんですよ。総務省がせえせえと言ってきたけども、南部町は、その分は転嫁させずに、230万ほど町が見て、指定管理の業者と住民を守ったと、このような発信をすることのほうが、私は地方自治体のあり方として住民を励ますいい決断になるのではないかというふうに思っているわけです。そういうふうにしてほしいなと思っ

ています、今でもね。そういう立場から反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第73号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第73号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第73号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第73号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、予算決算常任委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決され

ました。

日程第7 議案第74号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第74号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第74号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第74号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第8 議案第75号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第75号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第75号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第75号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第9 議案第76号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第76号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第76号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第76号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、予算決算常任委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決され

ました。

日程第 10 議案第 77 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、議案第 77 号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 77 号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 77 号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 11 議案第 78 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 11、議案第 78 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設）であります、議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 78 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設）について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第12 議案第79号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について（両長田ふれあい会館）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について（両長田ふれあい会館）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について（両長田ふれあい会館）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決され

ました。

日程第 1 3 議案第 8 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議案第 8 0 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 0 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 0 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議案第 8 1 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）であります、議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 1 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）を審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 1 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 8 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 5、議案第 8 2 号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 2 号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 2 号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 8 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 6、議案第 8 3 号、令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 3 号、令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 3 号、令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 8 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 7、議案第 8 4 号、令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 4 号、令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）を審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 4 号、令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 8 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 8、議案第 8 5 号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 5 号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 5 号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 19 発議案第 15 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 19、発議案第 15 号、公立・公的病院名の公表の撤回と地域医療の堅持を求める意見書を議題といたします。

提出者であります議会運営委員長からの趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、景山浩君。

○議会運営委員会委員長（景山 浩君） 議会運営委員長です。

.....
発議案第 15 号

公立・公的病院名の公表の撤回と地域医療の堅持を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和元年 12 月 18 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 景 山 浩

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
——別紙をごらんください。
.....

別紙

公立・公的病院名の公表の撤回と地域医療の堅持を求める
意見書（案）

地域における公立・公的病院は、その取り巻く経営環境は厳しく、医師の地域偏在や診療科の偏在等の課題を抱えながら、基幹的な医療機関として住民が安心できる医療機関の役割を担ってきている。

当町の西伯病院は、一般病床と精神病床を併せ持ち、身体と精神を考える医療を提供する特徴的なものであり、他の医療機関とも連携した精神科医療の核となっている。また、高齢化に伴い増大する医療費についても適正化に向けて創意工夫しながら真摯に取り組んでいるところである。

本年 9 月、厚生労働省から「診療実績」や「類似かつ近接性」といった全国一律のデータ基準で比較し、再編・統合の再検証が必要とされる全国の公立・公的病院が公表された。これは住民の命を守る最後の砦である公立・公的病院が機械的に再編統合されるといった住民の不安を招きかねないものとなっており、撤回すべきものである。

増大する社会保障費の中で、持続可能な医療を提供するためには、各医療機関においても一層の経営改善を進めていくとともに、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう地域包括ケアの体制を構築していく必要がある。ついては、国において設置された「国と地方の協議の場」で、地域の実情を十分踏まえた議論を行うとともに地域医療を堅持し、充実を図るため、次の措置を講ずるよう要望する。

記

1. 再編・統合の再検証が必要とした公立・公的病院名の公表の撤回を求める。
2. 地域により公立・公的病院の役割は異なっていることから、全国一律の基準により比較したデータだけで再編・統合の目安とするのではなく、地域包括ケアを推進する視点で行われている各医療機関の取り組みにも十分配慮するなど、地域の実情を踏まえたものとする。
3. 今後、地域で議論される再検証の結果については、これを尊重し、決して財政面等の不利益を生じさせないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第15号、公立・公的病院名の公表の撤回と地域医療の堅持を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決

しました。

日程第 20 発議案第 16 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 20、発議案第 16 号、国民年金制度の抜本的改善を求める意見書を議題といたします。

提出者であります議会運営委員長からの趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、景山浩君。

○議会運営委員会委員長（景山 浩君） 議会運営委員長です。

.....

発議案第 16 号

国民年金制度の抜本的改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和元年 12 月 18 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 景 山 浩

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——別紙をごらんください。

.....

別紙

国民年金制度の抜本的改善を求める意見書（案）

今日の国民年金制度の最大の問題点は、減る年金とともに、日々の生活を到底まかなえない低額な支給額にある。国民年金の受給額は満額でも 6 万 5 千円だが、平均受給額は 5 万 5 千円程度とも言われており、安心して老後を迎えられる金額とは程遠い現状にあり、生活保護費の生活扶助基準額よりも低額となっている。

65 歳と 60 歳の夫婦 2 人の平均必要生計費が 26 万円余りとの試算結果があるが、夫婦 2 人ともに国民年金であった場合、年金収入だけではこの必要生計費の半額にも満たず、人生の締めくくりの時期を貧困状態で暮らさなければならないという大変残念な状況となっている。

とりわけ、国民年金の受給者の割合が高い農山村である当町では急速な人口減少や少子高齢化が進行しており、現役世代の低い所得水準とも相まって、今後の地域社会の維持や住民生活の安定が脅かされる状況となっている。

このような現状に鑑み、下記のとおり意見書を提出する。

記

1. 経済的に弱い立場である地方農山村においても安心した老後が迎えられるよう、現在の低い受給水準を引き上げる国民年金制度の抜本的改善を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

- 議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第16号、国民年金制度の抜本的改善を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

じゃあ、休憩をとります。10時15分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時01分休憩

.....

午前10時15分再開

- 議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。
-

日程第21 発議案第17号

- 議長（秦 伊知郎君） 日程第21、発議案第17号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を

求める意見書を議題といたします。

提出者であります井田章雄君から趣旨説明を求めます。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。

.....
発議案第17号

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出
します。

令和元年12月18日 提出

提出者	南部町議会議員	井田章雄
同	同	秦伊知郎
同	同	細田元教
同	同	景山浩
同	同	板井隆
同	同	仲田司朗
同	同	三鴨義文
同	同	白川立真
同	同	長束博信
同	同	滝山克己
同	同	荊尾芳之

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
——別紙を読み上げます。
.....

別紙

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求
められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められて

いる。

しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

.....
以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。確認したいことが2点ほどあります。

1点は、「法整備を早急に実現するよう」に、「法整備」というふうに書いてあるんですけども、これ法律をつくってくださいという意味にとってよろしいのでしょうか。

それとあと、厚生年金に入った場合、事業者と本人が半々で支払うということになってますけれども、この場合、当然議員のほうも半分支払うということでもよろしいのでしょうか。この2点
お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 2点質疑がございましたが、まず1点目の法の整備の件ですが、これはやはりこの厚生年金制度をするためには、やはり法制度は必要だろうと思います。

それから、2点目は……（「議員の負担、厚生年金は負担がある」と呼ぶ者あり）議員の負担、これは今、民間と同じ半分、折半ですね。ですから、地方議員の場合は行政側と本人が折半で支払うというふうに理解しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この意見書（案）の中にあります3つ目のフレーズ、「しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。」、「本年実施された統一地方選挙」というのは、これちょっとあれかな、「本年実施された統一地方選挙」って今回出すのちょっとまずくない。それちょっと置いとこう。

それと、一番聞きたいのは、町村、これを出そうというのは、投票率が下がったり、議員への立候補者が少なくなるというのは、やはりそういうことが一番の理由で厚生年金制度を導入しようというふうに捉えていいわけですか。いや、そもそも今回年金制度を導入しようという理由の一つに、なり手不足ということなんですかということ。それ聞きたかったんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。それも一理あると思いますが、皆さん御承知のとおり、この議員年金は、平成の大合併ということで各全国の議員数が減少したということが発端になっておるわけですね。持続性ができないということで廃止になりまして、その廃止を国の、私の記憶では衆参の総務委員会だったかな、これについて、このことはずっと検討されてきたわけですね。

そういう中で、全国の都道府県の県議会議長会、それから全国の市長議会議長会ですか、それから全国の町村議会議長会、この三議会が、11月のたしか16日って記憶しておるんですが、決議を出しておるんですね。そういうことで、これに基づいてこのたび発議案として提出させていただきました。その中で、当議会も総務常任委員会で検討されて、一応、賛成多数って聞いておりますが、その結果をもってきょうの定例会最終日の定例会で発議させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。今回、この発議案のくくりが、議員になり手が

ないからというくくりになっているんですけれども、この議員のなり手がなくというくくりだけは、これはちょっと十分でないというふうに考えます。

議員年金、現在、今提出されてるのは厚生年金という形になっておりますけれども、何らかの形で確かに年金は必要であるというふうには考えます。しかしながら、厚生年金であるということに関しては反対いたします。

それと、現在、先ほど厚生年金に加入した場合、議員が半分手出しになるというふうに確認したところですが、今回、議員になった場合、年金制度は必要です。しかしながら、なる前に年金制度があるからないからということで議員になるかどうかでなると、これ私は否定的に考えます。そしてまた議員になってから、そしてこの厚生年金に入った場合、当然手取りがその分なくなるわけです。逆に厚生年金に加入するほうが、少ない金額で入っている人は逆に負担になる、逆に厚生年金に加入するほうが問題がある、そういうふうに考えます。

今回、くくりとして、なり手がなくというふうなくくりになっておりますけれども、私はこれ、厚生年金、年金に入るだけではなく、それ以外の部分で、特に議員の兼任のこと、職業の兼任の部分、それからこれ余り出てきませんけれども、政務調査費、これらのことも全部ひっくるめた上で考えるべきものだと考えます。

以上の点から反対の討論とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

この意見書は、県の町村議長のほうからの要請があったものでございますが、これに関連して県内では15町村のうち10町村が賛同しておるのが今の現状でございます。全国的に見ると、約6割に当たる1,054団体が賛同されているという状況でございます。

このものでございますが、以前にあった地方議会の議員年金制度は、議員本人の掛け金と地方自治体からの負担金で運営されておりましたが、平成の大合併や議員定数削減などで、先ほども話がありましたけれども、掛け金を払う現役議員数の減少とか、受給される元議員の増加で財政的に制度維持が困難となって、2011年6月1日で廃止されました。そのため、現在は新たに地方議会の議員になった人が受け取れる議員年金はないのが今の現状でございます。

加藤議員のほうからもちょっとありましたけれども、年金制度は必要だという話はございました。また、兼職の問題、あるいはいろいろな報酬の話もございますけれども、まず一つ一つ積み上

げていくべきじゃないかなと思います。

年金制度がないままで地方議会の議員が、目指す人が少ないということでございますが、現在、見ますとこの話もでございますけれども、議員のなり手がいないために無投票当選が多いとかいうような現象も上げられております。そのために限られた人しか立候補できないというのが今の現状であろうかというように思います。

都市部とかなんかでは議員の専門化が進んでおりまして、議員報酬が生活給となっている実態はございますけれども、本町ではそういう議員報酬で生活できるような状況にはないというのが現状ではないかと思うところでございます。

年金保険料を引かれて、議員報酬が少ない中ですと余計生活が苦しいのではないかというお話もございますけれども、あくまでも年金制度というのは議員後、終わってからの保障という捉え方がございますので、それにつきましては御理解をいただければいけないんじゃないかなと思うわけでございますが、要はそういう保障があるからこそ議員になっていただきたいということが一つの受けではないかなと思います。

ですから、国民が、幅広い層からの政治参加や、地方議会における人材確保の観点からも、厚生年金加入への法整備が求められているんじゃないかなというように思います。そのために、地方議会議員が厚生年金に加入すれば、各自治体からの税金投入というのが約170億円とか200億円ということがあろうかと思いますが、これにつきましては現在のところ、財政的には地方負担の厚生年金負担分でございますけれども、国からの交付金が補填されるということで、今、予定されている状況でございます。そういうことから、自治体のほうとしての負担はないものと考えており、私はこれは認めるべきではないかということで、賛成の立場でございます。以上で私の意見とします。

○議長（秦 伊知郎君） 反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の厚生年金、議員の年金を、厚生年金に入ることには反対です。

先ほども言われましたけれども、何らかの年金が必要だということは一致すると思うんです。それは、私たちもそのことは認めるという一つの大きな根拠は、国会でこれが通った、いわゆる議員年金がなくなるということを決めた平成23年ですね、そこで、衆議院、参議院で、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に関する附帯決議で、恐らくこれ全部一致したんだよね。全部一致で、おおむね年金廃止するけれども、おおむね1年めどとして地方公共団体の長の

取り扱い、いわゆる町長と首長ね、首長の取り扱い等を参考として、地方議会での年金制度のあり方を検討を行うということをしたんですよね。それからずっと来ていて、毎回課題になっていたということを私たちも認めているんですよ。

今回、こういうふうな、南部町でも動きになったというのは、11月にいわゆる議員、議会三団体ですか、そこが決議を上げられたということだと思っただけです。でも、私は、やっぱりこれを決めるときに一番もとなるのは、この附帯決議に書いてあるときに、読んだ後に、どう書いてあるかということ、「また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮する」ようにと書いてあるわけですよ。これが国会決議。

それで私どもに配られたのは、厚生年金加入しようと言いだしたのは与党なんです。だから私どもに配られてるのは、自民党のプロジェクトチームのが配られてますが。それを見て今回の文面もつくられたと思うんですけども、一番の反対は、やっぱり国民世論に耐えられへんというのが一番の理由なんです。私は、隣の伯耆町は賛成少数で見送っています。3分の2は上げているんですけども、私は、そういう意味では、決めてるものが悪いって、様子わかりますから、毛頭責めるつもりありませんが、こういうことを、議員が少なくなってきたりとか、政治に無関心なのを議員年金がないからだというようなすりかえをして、みずからの行動や議会はどうあるべきか顧みることなく、ほな、自分らで決めて上げてこいと出すやり方は非常にいけないし、地方議員の苦しみもわかっていないなというところでは、私はひどく憤慨してるとこなんです。そういう意味で賛成議員に同情しているんですよ。

でも、そしたらどういう結論出すかって考えた場合、やはり今、なり手がないのは、言うように、年金があつたらなり得るもん違うんですよ。財政面でいえば、やっぱり圧倒的に町村議員の報酬がなかなか生活給として見られてないというところあると思うんですよ。でも、それ大きな声で言えませんよね。先ほど決めた会計年度任用職員の会計年度職員は、頭打ち18万ですよ。それよりたくさんもらっています。そういうこと考えた場合、町民の皆さんに、生活給じゃないし、将来のことが不安定だから厚生年金加入を認めてくれということが、住民の前に言えるでしょうかというのがやっぱり一番です。

何人かに聞いてみましたが、議員年金の厚生年金どうかというのは、いい返事は、私は誰からももらえませんでした。皆さんの中にはそれが必要だと思うのがあるかしれませんが、そういう意味でいえば、私は、議会のなり手がないのは、今回、どこの町村議会や市町村議会もそうでしょうけれども、今、どの国民が見ても負担増でいていただと言われてる国政のものをそのまま決

めざるを得ないようになっている地方議会そのものが問われているのではないのでしょうか。それは私らも考えんといけないと思いませんか。唯々諾々と消費税問題やほかのこと通しといて、議員年金の、上げましょうということが住民に通用するか。そのことがかえって地方政治や政治に遠のかしてるんじゃないだろうかということも私は一緒に考えたいと思うんですよ。

この厚生年金というのは、圧倒的にいいのは県会議員と市議員ですよ。町村議員は厚生年金もなるほど、一定のあれはありますけれども、報酬が低いところから見たら、公費はどこに投入されるかという、都道府県会議員とか大きな市が物すごい報酬もらってますよね。そこにお金が動くわけですよ。そういうこと考えたときに、その辺の均衡とか、果たしていわゆる町村議員のこの報酬はこれでいいのかという問題や、どういうやり方がいいのかということをやっぱり検討していくべきではないかなというふうに思うわけです。

一番の理由は、住民の理解得られないということなんです。反対です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） この発議案第17号については、賛成の立場から意見言わせていただきたいと思います。

今るる言われました、これがここにありますように、議員のなり手がなから云々、こればかりが私は原因ではないと、真壁議員やちと一緒にこれは認識しておりますし、厚生年金とか、我が、ここにおられる議員の中の皆さんでも、四、五人が国民年金まだ払っておられます。その中で、今の給料で本当に大丈夫かといったら、本当に県会議員や市会議員みたいにもらえば、みんな立候補されると思いますけども、そうではなし、ここにありましたように我が議会でも、全国の町村議会でも、若い人たちにこの議会に出ていただきたいと、若い人の意見もお聞きしたいと。厚生年金にしたから出れるというもんでありませんけども、厚生年金があるというだけでも、今まで会社勤めしておられた方たちも、ずっと厚生年金が続くということは、それに対しての若い人やちが入りやすいということは、私は今回の陳情ではあろうと思います。

今、若い人やちが議員になるといったら会社やめないけんやな感じです。社長さんとか云々ならいいですけども、そうなればそこで厚生年金がびちっと切れちゃうんですね。今の反対討論の中に、厚生年金入れば自分の自己負担がふえるじゃないかと、行政の負担もふえる、行政の負担いうのを聞いたら、ちょっと失念しましたが、交付税が措置されるということになれば、ここにおられる四、五人のメンバーの方も今、議員でおられながらも、国民年金払っておられますよ。国民年金は全額なんです。厚生年金は給料に応じますけども、半額は自分が払って、あと半

額は議会だったら執行部が、行政が払う分だと思いますが、その払うのが、交付税が措置されるということになれば、自分の今まで国民年金払ってるのが半分で済むようになります。これはそういうことで、一つの方向性というか、若い人たちが、また、会社に勤めている方たちが、議会出てちょっと一暴れしてやろうかというような感じがしやすい環境になるんじゃないかなと思ひまして、ただ、国民世論とか、要は国民世論っていいですけど、町の世論ですけど、町の中でも出たい人はおられると思いますけども、やっぱり給料が低いと。これは大事な話ですけど、まさか給料上げるわけにはなりにくいので、一つでもこういうことで皆さん方が議員になりやすい体制を整えるということになれば、こういう陳情は私は必要だないかと思っております。

確かに伯耆町は少数で、僅差でこれは不採択になったようですが、日吉津村は全会一致だということをお聞きしております。そのように町村ばらつきはございますけども、我が南部町でも今後若い人にとり、入りやすい一つのツールということで御理解いただいて、この陳情は採択したほうが私はいいと思っております、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。発議案第17号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書なんですけど、さて、先ほどからこれが、厚生年金があれば議員ができるじゃないかというようなことは言われます。そういう面も若干あるかもしれませんが、私は厚生年金に入ることが、これが大きなメリットで、じゃあ議会議員選挙に挑戦しようかと、議員になろうかということは、そんな大きな要因ではないと思ひます。

私は、総務委員会のほうに属しております、その中でもちょっと意見の交換をいたしました。その中で言われたのは、いわゆる議員だなくても厚生年金に現在入っている人がその職場から離れて、議会の厚生年金制度ができれば、それが継続できるということなんですね。

ところで、聞くんですけども、議会議員の厚生年金の資格者というのは何年でしょうか。極端なこと言いますと、議員の任期というのは4年しかありません。当選したと、2期、3期と、4期と続ければ、それは資格はできるかもしれません。従前の例でいいますと、3期12年、これの議員を務めればということがあったと思うんですけども、多分その前例でいかれると思うんですけども、もし1期とか2期で終わったら資格ができません。どういうぐあいになるかわかりませんが、私はこれは一つ問題だと思ひます。

もう一点は、民間の会社の、このくだりに書いてあるんですけど、「民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ」と、こう書いてあります。しか

し、今この不況の中、以前からもだったんですけども、小さな企業の場合は厚生年金じゃなくて、もちろん勤めて給料、賃金もらってるんで、それが生活の多分を占めてるんですけども、しかし、厚生年金に加入してない、そういう企業も多々あるんですよ。そういう方がメリットがあるんでしょうか。切れ目なくということではありませんよ、原則では。

それと、きのうの新聞だかにあったんですが、じゃあ、今の景気の見通しはどうかということを見ると、圧倒的に見通しは悪い。景気の見通しは悪いというそういう中です。恐らく今の大変な経営状態の中の方が、新たにそういう企業が厚生年金をやろうということだなくて、仕方なく、国民年金で悪いけども、勤めで給料は出すけども、国民年金でそれぞれの自治体というんですか、それに加入でせざるを得ないというような状況があると思うんです。ですから、私はこれを、この意見書が採択されるからといって、ほいじゃあ、ことしの秋にありますね、この本町では。そういうところで、ほいじゃあそれが大きな魅力だから立候補しようという方が果たしてそんなにおられるでしょうか。

もう一点は、住民からの思いからすれば、私どもは本当に悪い、わずかな年金、先ほどありましたが、提起されました年金ですね、発議があったんですけども、この中でも大変低い年金でやってることなんです。そういう国民年金一本の方から見れば、何で議員だけでやるんだ、お手盛りだないかと言われますよ。そういうことをやったらいけないと思います。ですから、私は厚生年金があって、議会挑戦者がふえるということは当然ちょっと考えにくいと思います。そういうことから反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第17号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

日程第22 発議案第18号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第22、発議案第18号、日米貿易協定（FTA）の撤回を求める

意見書を議題といたします。

提出者であります加藤学君からの趣旨説明を求めます。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤学です。

.....
発議案第 1 8 号

日米貿易協定（F T A）の撤回を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出
します。

令和元年 1 2 月 1 8 日 提出

提出者	南部町議会議員	加 藤	学
同	同	亀 尾	共 三
同	同	真 壁	容 子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
別紙

日米貿易協定（F T A）の撤回を求める意見書（案）

日本の農畜産物に多大な影響を与える日米貿易協定（F T A）の承認案が、1 2 月 4 日、参議
院本会議で、可決、成立した。

今回の承認案は、米国の自動車関税の撤廃は先送りにされる一方、牛肉などの畜産物で大幅な
関税削減を認める日本の一方的な譲歩となっている。また、日米共同声明で、あらゆる分野を対
象に協議して「第 2 ラウンド」の交渉を行うことまで合意したことはあまりにも重大である。

承認案は T P P 1 1，日欧 E P A に続き、重要品目を含め農産物の関税の大幅な引き下げ・撤
廃を行い、国内農業に深刻な打撃を及ぼすものだ。牛肉、豚肉、乳製品などを中心に国内生産額
は最大 1 1 0 0 億円、T P P 1 1 と合わせれば最大 2 0 0 0 億円も減少することが政府の試算で
も示されている。

さらに協定付属書には米国が「将来の交渉において農産品に対する特恵的な待遇を追求する」
と、過去の協定には前例がないと政府も認める規定が盛り込まれている。

国を代表する政府としてはいつの時代でも、経済主権、食料主権を尊重した互惠・平等の対外
経済関係の発展を目指す立場に立つべきである。

米国に一層の関税撤廃や引き下げを迫る根拠を与え、日本の農産物を際限のない譲歩にさらす今回の日米貿易協定に反対し、撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

この発議案に対して若干の補足の説明をさせていただきます。

今回、この発議案、一番大きな問題になっているのは、政府があくまでも正確な内容を今まで伝えてこなかった。これが一番大きな原因です。また、伝え方によっても歪曲しているのではないか、うそではないか、こういったものも含まれています。

そして、この一番の、今回FTAということになっておりますけれども、そもそもの発端はTPPから始まっております。TPP、これは2012年12月の総選挙、このときに「TPP断固反対。」「ウソはつかない。」「自民党」、こういったポスターが張られました。このポスター、ちょっと探したんですが、あいにくとありませんでした。御存じのとおり、TPPは発動されております。

そして、その次です。今度はトランプ政権になって、トランプ政権がTPPから離脱を発表しました。そしてこのとき、日本政府はアメリカにTPPに復帰することを促す、また、FTA、これはやらない、こういうふうに安倍総理は発言されておりました。

そして、実際どう言ったか。FTAではなくてTAGである。物品貿易協定、このTAGという言葉、このとき初めて出てきた言葉で、今までこういうことはありませんでした。御存じのとおり、そして現在これはFTAになっております。また、一部新聞等の活字の媒体においては、日米貿易協定、それだけ書いてFTAという言葉は使わないところもありますが、御存じのとおり、もうFTAだけで通っております。

そしてこれ、本文の中にも書いてありますけれども、今回アメリカは全編的に除外されている。それで、協定書の中でアメリカは農産物において将来特恵的待遇を追求する。今までこういった協定、2国間の協定でこういった言葉があったものは全くありません。アメリカは特別に恵まれた待遇を追求する、特に農産物に書いて。

また、今回取り上げているものは、牛肉、その他もろもろありますが、特に一番問題にされて

いるのは、日本が輸出しようとしている車、それから車の部品に関して。これに関してアメリカのほうは関税を撤廃しなかった。にもかかわらず、安倍首相はウイン・ウインである、平等だった、こういった発言が繰り返されております。

そして、一番大きな問題は、現在、今問題になってるのは農産物だけですが、今回この2国間協定の中には全てのことが含まれてまいります。特に、農産物においては米の問題が一番大きな重要を占めてまいります。特に、現在アメリカは中国との貿易を行っていて、それが余り芳しくない。その行き先が結局日本のほうに向かっている。

また、アメリカは自国の輸出、これを全面的に進めている。その結果、アメリカ優先でやっている。特に一番問題なのは、トランプ大統領が日本から輸出する車に対して25%の特別関税をつける、このことを言いながら交渉した。その結果、日本は全てを飲み込む形となって、一方的に交渉全て負けてしまった。これが現在のFTAの現状です。

そして、さっきも言いました。今回これだけは、現在、車の部品とか一部農産物だけになっておりますけれども、これは行きつく先、薬であったり保険であったり、全ての分野においてこのことは取り上げられてしまいます。現状、今回のこのことがそのまま通るのであれば、最終的には日本はアメリカに一方的に言い寄られる、それだけで終わってしまいます。

もう一点、最後、最近の日本海新聞について、農業生産最大1,100億円減という、初めてこれ国のほうで正式に試算した金額が載っております。このこともまた大きな問題です。

以上のことから、今回、日米貿易協定の撤回を求める発議案とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 日米FTAの撤回を求めるという意見書ですが、これに反対の立場で討論させていただきます。

今、日本の農業というのは大きな潮目にある、潮目に向かっていると言っても過言ではありません。最近では自由貿易に反対する人も少なくなったように思います。

まだ我が国が不況にあえいでいたころ、主要企業は競ってASEANなど海外に拠点を移して

いきました。あのどん底と言われた2008年、製造業がGDPに与えた影響はマイナス35兆円、およそ90万人を超える失業者を出したと言われております。

一方、多くの雇用が生まれた発展途上国は、FTAなど自由貿易を加速させていきました。農業団体などの反対で何も決められない我が国は、貿易競争に大きくおくれをとりました。国内で生産した物が他国と同じ条件で競争できなければ、日本の屋台骨は大きく揺らいでいく。この10年前、年越し派遣村を例に挙げるまでもなく、あすが見えない社会を誰もが経験したばかりです。この国は一体誰が支えているのでしょうか。

さて、日米FTAに話を戻しますが、お互いの聖域を守りながら、つまり日本は米、アメリカは自動車の関税、こういった聖域を守りながらも、アメリカ産牛肉などはTPPと同じ水準まで引き下げられます。全体で国内消費の60%以上を占めるだろうと言われております。

一方、国産牛肉の人気はアジアを中心にかつてないほど高まっております。1991年、牛肉の輸入自由化がスタートしたころ、日本の畜産業界は独自の生き残り路線にかじを切ります。さしとか霜降り肉と呼ばれる肉のうまみに重点を置いた最高級牛肉です。安い輸入牛肉と差別化するための作戦でしたが、この作戦が意外にも意外、アジアを初めとする外国の富裕層をとりこにしまいました。国産牛肉の輸出では、6年前が約1,000トン、去年は約3,800トン、たった5年間で約4倍に急増したことになります。この増加傾向は和牛にとどまらず、他の農産物にも言えます。

一体、今、世界で何が起きているのか。これまで海外に移転した多くの企業、とりわけ食品メーカーを中心に日本食ブームを起こしていることが考えられます。さらに日本の食材の安全基準は世界一厳しい。言いかえれば世界一安全な食材です。これまでの輸入対策は、関税障壁、補助金、セーフガードなど、守りに徹した対策ばかりでした。しかし、2013年、農林水産輸出額1兆円を目標とした国別・品目別輸出戦略というものが打ち出されてきました。日本農業はこれまで想像すらできなかった攻める農業が組み込まれることになります。

日米FTAにおいても、現行の輸出牛肉200トンと合わせ、もう一つの枠、複数国枠6万5,000トンへのアクセスが可能になります。近い将来、全米を射程に入れるならば、世界中の人々が集まる世界最大の観光地、ハワイを拠点にしなければなりません。まず、攻めるのはハワイ、徹底的にパールハーバーを攻めます。かつてGHQの食糧戦略で、私たちは学校給食などで小麦、パンを食べさせられ、大人になってもパンに親しみを感じるようになりました。ですが、一方、米の需要は大きく減りました。今度はFTAを逆手にとってアメリカ人に米を食べさせる。近い将来、アメリカの子供たちのランチが和食になっていることを大いに期待して、反対討論としま

す。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 日米F T Aを、撤回の意見書を上げようというところです。

先ほど白川議員が反対討論をされましたけれども、一つは、先ほど言ったアジアに向かっていて、F T Aで自由貿易を否定してのではないかと、もしこのF T Aを撤回と言ったらね。そういう立場に立たれて、アジアのほうにはどんどん加速していってると。日本の経済全体が落ちるのではないかって言いますが、私たちは日米F T Aじゃなくて、アジアとの貿易協定結んでいこうということには賛成なんですよ、私たちはって言ったら、私は。

何でこの日米のF T Aがいけないかという問題は、先ほど白川議員がおっしゃってたように、ハワイやアメリカにおいしい日本の米や安全な牛肉を売りに行けるのかということなんですよ。行けないんですよ。だから、先ほど加藤議員が言った特恵的な取り決めになってるって、そこなんですよ。

私もこの意見書をつくるときに、この特恵的でアメリカと日本がウイン・ウインじゃなくて、どうしてアメリカの言うこと聞かないといけないのだろうかというのがずっと疑問なんです。そしたら、アメリカという国は、よその国と交渉する内容を交渉するとわかったその30日前に、どこの国とこういう目的で交渉しますということ公表しないといけないんだって。この日米F T Aをするときにどういうことを交渉してるかということを見た野党の国会議員たちが詰めているんですよ。

一つは、今回のF T Aでは22項目あるうちの1番の物品貿易と8番というところのデジタルの物品貿易をサービス、越境データって、22あるうちに決められた1と8しかしないよということね。1の物品貿易の中には、工業製品と農産品ってあるんだって。その中で、工業製品置いとくんですよ。この中でも物品貿易の農産品とデジタル分野だけですよって決めてるのね。

もう一つ、農産品についてどう書いてあるか。そのときは、物品貿易では米国の貿易収支の改善と対日貿易赤字削減と掲げてるんですよ。だから自動車が載らなかったんですよ。なぜかといったら、国民に約束してるんだから。アメリカの貿易収支改善して、対日、日本との赤字解消するんですよと言ってるんですよ。だからこれを解消することしか提案しなかったということなんですよ。

もう一つは、農産品についてどう書いてあるか、ここですよ。何でハワイに持っていけないか。関税の削減・撤廃によって米国農産品の市場を確保する。目的はこれなんです。だから、幾ら

日本が言ってきても聞かなかったでしょ。ウイン・ウインでやりましょうってならないのは、もう政府の姿勢としてそれを公表してるといふことがあるんですよ。だから国会でもあんなに一方的だって言われたといふことなんですよ。

私は、加藤議員が言ってる、そういうことをなぜ国民に明らかにしないかといふことを言ってるんですよ。だから、私たちから見とったら、テレビで保守的な経済評論家も、これは余りにもひどいといふのがそこなんです。米が今回なかったってほっとしてるけども、これテレビで言ってますよね。トランプ大統領は、米が一番よくとれるカリフォルニアは地盤じゃないからほっといたといふことなんです。恐らく米が上がってくるだろう。そうですね、上がってきますよ。飲まされるんです。なぜかといふと、これはあくまでも日本と互恵的な結ぼうじゃなくて、アメリカの市場を確保することと、自分たちの赤字削減のためにやってるといふことを決められてるからなんです。

先ほど加藤議員で、T A GとF T Aが違うのは、T A Gといふのは1番目の物品貿易だけだったんですよ。ところが、何でF T Aって言わなかったかといふと、他の21項目全部来るからですよ。それが医療、保険、それからどう書いてあるかといふと、中小企業、それから地方自治体も書いてあるんですよ。

これが来ちゃったら何が起こってくるかといったら、水道の民営化の問題って起こってきますよね、知的財産の問題。だから今回の日米F T Aといふのは非常に問題があるといふことを言っているといふことなんです。恐らくこの件だけでも食物の自給率は下がるし、恐らくいわゆる先進国では最低の自給率になると思うんですよ。

少なくとも、私は、これはやっぱり党派を超えてでもこのF T Aはおかしいんじゃないかといふことを言っていかなければ、特に農村地帯であるうちの町は、工業製品といふから直接畜産にそう関係ないといふかもしれないけれども、農産品の歯どめなき自由化といふことは、決定的な打撃が起こるといふのはもう明白ではないでしょうか。

そういう意味でいえば、やはりこのF T Aの問題は、どういう内容かといふことをもっと政府に明らかにさせて、なぜそこまでアメリカに譲歩しないといけないのか。そういうことを言うのと、少なくとも対等・平等の協定に持っていくべきだといふことぐらいは、私は自民党や政権、今の与党を応援してる人たちにも言ってほしいなと思うんです。

くれぐれも、F T Aに反対してるって私たちの立場は、自由貿易を全部やめろと言ってるのではありません。発展途上国であったりとか、アジアの人たちについては、互恵、対等・平等での貿易協定結んでいこうではないか。アメリカとも対等・平等であればいいわけですよ。そののと

ころをしっかりと見て考えていただきたいなと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第18号、日米貿易協定（FTA）の撤回を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

日程第23 発議案第19号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第23、発議案第19号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員長からの趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、景山浩君。

○議会運営委員会委員長（景山 浩君） 議会運営委員長です。

.....

発議案第19号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年12月18日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 景 山 浩

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——別紙を読み上げます。

.....

別紙

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に次の調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 調査事件

- (1) 議会改革について
- (2) 公共交通施策について
- (3) 公立病院経営について

3. 調査地

- (1) 富山県朝日町
- (2) 京都府福知山市
- (3) 京都府京丹後市
- (4) 滋賀県野洲市

4. 調査期間

令和2年4月～7月のうちの3日間

5. 経 費

予算の範囲内

6. 調査方法

地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。

.....
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がありませんので、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第19号、地方行政調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 2 4 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 4、議員派遣を議題といたします。

会議規則第 1 2 7 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思ひます。
お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案どおり議員派遣することに決定いたしました。

日程第 2 5 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 5、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、広報各常任委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、各特別委員会の委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第 5 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和元年第 5 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前 1 1 時 0 9 分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

1 2月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

1 2月6日から本日までの1 3日間の期間中、提案されました各条例及び補正予算、これらに対しまして終始極めて御熱心な審議により、適切かつ妥当な結論を得ましたことに対しまして深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町長を初め、執行部におかれましては、今回1 0名の議員からの一般質問に対し、また、議案に対しての委員会での質疑、意見、要望について、事業を施行されるに当たり、十分に反映されますよう強く要望をいたします。

議員各位におかれましては、不断の議員活動を通じ、今後も一層町民の負託に応えていただくようお願い申し上げます。

また、町民の皆様方におかれましては、穏やかな年の瀬となりますように、そして迎える新しい年がよき年でありますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 大変お疲れさまでした。1 2月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は1 2月6日から本日まで1 3日間にわたって開催され、令和元年度一般会計補正予算など1 6議案について御審議をいただきました。本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただきましたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

9日、1 0日両日には、1 0名の議員の皆様から2 3項目にわたる町政に関する一般質問をいただきました。高齢化と人口減少に対応する地域医療構想に対しての西伯病院のあり方、地域振興協議会の運営財源の考え方、激甚化を増す災害への対応や、なんぶ創生総合戦略の検証と次期戦略の方向など、今、南部町が直面する課題の議論だったと思います。

また、SDGsと総合計画に関する御質問もいただきました。御存じのとおり、南部町は生物多様性保全上重要な里地里山に全町が指定されています。これは先人たちが守り育んだ自然環境であり、先人から私たちが引き継いだ財産でもあります。この環境を次世代に引き継ぐことが、今、南部町に暮らす私たちの使命でもあります。SDGsの求める持続可能な世界のための1 7の目標を南部町の施策として落とし込み、次世代への責任を果たしてまいりたいと考えています。議論のかみ合わなかった部分や不足した部分もあるかと思いますが、今後とも御指導いただきますよう改めてお願いを申し上げます。

いよいよ本年もあとわずかとなってまいりました。大山の雪化粧が増すごとに冬本番が今後近

づいてまいります。どうか議員の皆様にも御自愛の上お過ごしいただきますようお願いを申し上げます、閉会に当たってお礼の御挨拶といたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。
